

幼児教育・保育の無償化に伴う申請の案内

このパンフレットは、令和9年4月以降の認可外保育施設等（※）の利用料について無償化を希望する小田原市在住の方に向けた申請手続きの案内です。

認可外保育施設等については、子育てのための施設等利用給付という給付制度の中で無償化が実施されます。

※認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のことです。

【問い合わせ先】

〒250-8555

小田原市荻窪 300 番地

小田原市 保育課 保育係

（小田原市役所 5 階・赤通路）

TEL：0465-33-1451

案内内容

1	子育てのための施設等利用給付の対象者について	P.2
2	子育てのための施設等利用給付の対象となる施設・サービスについて	P.3
3	子育てのための施設等利用給付の金額について	P.4
4	子育てのための施設等利用給付の手続きの流れについて	P.4
5	子育てのための施設等利用給付の認定申請の提出について	P.6
6	小田原市内で無償化の対象となる認可外保育施設・サービス一覧	P.8

提出書類

1	子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号） ※保護者分（父母がいる場合父母両方）の保育の必要性を証明する書類を必ず添付すること。
2	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

★認定申請時期★

→ 認定開始を希望する日より前に申請

※申請日より前に遡っての認定は原則致しません。

※なるべく認定開始希望日の10日以上前にはご提出ください。

※4月からの希望の場合には、審査事務に時間を要するため、
令和9年2月26日（金）までにはご提出ください。

（提出が間に合わない場合は、保育課にご相談ください。）

★提出先★

→ 小田原市役所保育課（市役所本庁舎5階）

※市外の方が小田原市の施設・サービスを利用している場合は、
お住まいの自治体で説明を受け、手続きをしてください。

幼稚園・認定こども園 を利用する方

この冊子の案内では、幼稚園または認定こども園（幼稚部）に在籍する子どもについての説明を省略しています。
これらの施設を利用している方については、施設を通して市から別途手続きの案内を配布しておりますので、そちらをご確認ください。

1 子育てのための施設等利用給付の対象者について

認可外保育施設等を利用した場合、「子育てのための施設等利用給付」（以下「施設等利用給付」といいます。）として、利用料に対する給付を市から受けることができます。

認可外保育施設等の利用に対する施設等利用給付を受けることができる対象者は、次の①～③の全てにあてはまる方です。

市へ施設等利用給付の認定申請を行い、認定がされた期間の利用料が給付の対象となります。

①無償化対象施設・サービスを受ける子どもが、次のいずれかに該当する。

A. 満3歳になってから最初の3月31日を経過しており、小学校就学前までの子どもである。（令和9年4月1日時点で既に3歳以上である。）

B. 0歳から満3歳以降最初の3月31日までの年齢で、住民税非課税世帯（※）の子どもである。（令和9年4月1日時点で3歳未満である。）

※4月～8月分までは令和8年度の住民税、9月～3月分は令和9年度の住民税で判断

②無償化対象施設・サービスを受ける子どもが、保育所、地域型保育（小規模保育事業など）、認定こども園（保育部）、企業主導型保育の施設に入所していない。

③無償化対象施設・サービスを受ける子どもの保護者が、「保育を必要とする事由」に該当する。（父母がいる場合、父母両方が該当すること。）



保育を必要とする事由とは？

●就労している場合

（**1 か月 15 日以上かつ 60 時間以上の就労**が最低条件）

●妊娠中や出産後間もない場合

（出産（予定）日を基準として産前産後8週の属する月の期間）

●病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合

●親族の方を常に介護することが必要であり、保育ができない場合

●就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）

●求職活動をしている場合（3か月間）

●地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合

○育児休業により上の子が引き続き利用する場合（認可外保育施設在園児）

2 子育てのための施設等利用給付の対象となる施設・サービスについて

認可外保育施設等の利用に対する施設等利用給付の対象となる施設・サービスは、以下のものです。最終的に、事業者からの申請に基づき市が無償化の対象として確認ができたものを対象とします。

具体的な施設名・事業所名については、確認が完了したものを、小田原市ホームページで公表しています。令和8年7月時点で市内で確認が完了している施設は、P.8のとおりです。

市外の施設・サービスについても対象となりますが、施設の所在する自治体で無償化の対象であることの確認を受けていることが必要になります。

入園料、実費（通園送迎費、教材費、食材料費、行事費など）は対象外となります。

対象施設・サービス	備考
認可外保育施設 事業所内にある託児施設やベビーシッターも対象です。	- 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられています。 - 月極め利用、一時利用、いずれも対象
※「企業主導型保育事業」について - 施設等利用給付とは別の枠組みにより無償化が実施されます。 - 利用料の詳細や手続きについては施設にお問い合わせください。場合によっては、施設等利用給付認定とは別の市が認定する「子どものための教育・保育給付」認定を受けるように案内される場合があります。 - 企業主導型保育事業の施設に入所している場合、その他のサービスの利用については、施設等利用給付の対象外となります。	
一時預かり事業	認可保育所や小規模保育事業で実施しているもののほか、市が対象と認めたもの。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	- 援助を行う会員が①緊急救命講習②事故防止に関する講習を受講していること。 - 送迎のみの利用は対象外
病児・病後児保育事業	送迎に要する費用は対象外
上記のほか、幼稚園や認定こども園の預かり保育事業が対象となります。 幼稚園または認定こども園（幼稚部）に在籍する子どもについては、施設を通して市から別途手続きの案内を配布しておりますので、そちらをご確認ください。	

3 子育てのための施設等利用給付の金額について

認可外保育施設等の利用に対する施設等利用給付の金額については、次の表の上限額と、実際に支払った額を比較して低い方を給付額とします。複数の施設やサービスを利用した場合、実際に支払った額の合算額と下の表の上限額を比較して、低い方を給付額とします。

※実際に支払った額に無償化対象外の部分の料金が含まれる場合、その分は除いて計算します。

子どもの区分	上限額（子ども1人あたり）
満3歳になってから最初の3月31日を経過しており、小学校就学前までの年齢の子ども （令和9年4月1日時点で既に3歳以上である。）	月額 40,300 円
満3歳以降最初の3月31日までの間の年齢で、 <u>住民税非課税世帯</u> の子ども （令和9年4月1日時点で3歳未満である。）	月額 45,700 円
幼稚園または認定こども園（幼稚部）に在籍する子どもについては、上限額や算定方法が異なります。施設を通して市から別途手続きの案内を配布しておりますので、そちらをご確認ください。	

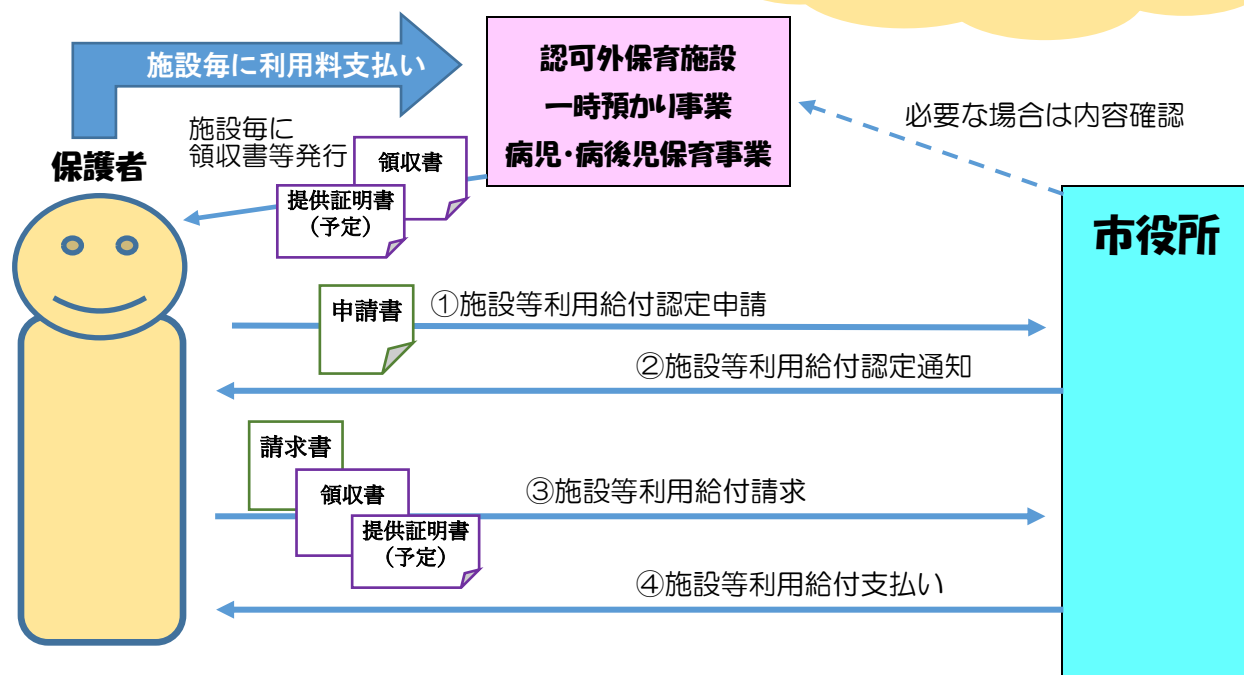
4 子育てのための施設等利用給付の手続きの流れについて

認可外保育施設等の利用に対する施設等利用給付を受けるためには、次の流れで手続きを行っていただく必要があります。

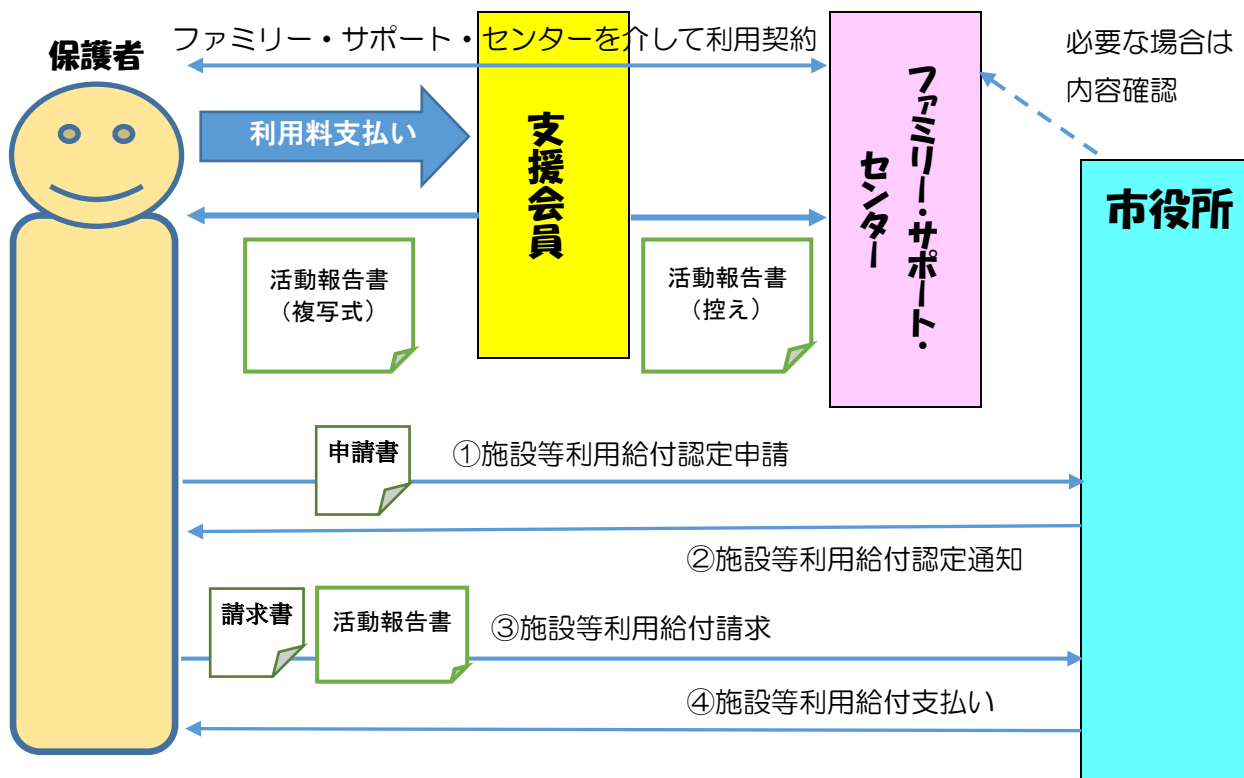
- ① 市に施設等利用給付の認定申請をする。※認定開始を希望する日より前に。
（すでに、認可保育所などの利用申込中で、「子どものための教育・保育給付」の2号・3号認定を受けている場合は、「みなし認定」により認定申請不要で認定を受けられる場合がありますので、市にお問い合わせください。）
- ② 市から施設等利用給付の認定通知を受ける。
- ③ 利用する施設やサービスの利用料の領収書やもらった各種証明書を保管しておく。
- ④ 市が指定する請求期間に、市に対して施設等利用給付の請求を行う。
請求に必要な書類は、請求時期になりましたら市から送付いたします。
→ 提出された請求書や領収書などの内容を審査して、市で給付額を確定させます。
※必要に応じて、利用施設に利用状況の確認をさせていただきます。
- ⑤ 市から施設等利用給付の支払いを受ける。
（保護者の指定する口座に振り込まれます。）

給付の流れイメージ

もらった領収書や各種証明書は
大切に保管しておいてください！



ファミリー・サポート・センターの給付の流れイメージ



これから施設やサービスの利用を始める方は、認定申請のタイミングにご注意ください。申請日より前に遡っての認定は原則致しません。

5 子育てのための施設等利用給付の認定申請の提出について

施設等利用給付を受けるためには、認定申請を行い、市から認定を受ける必要があります。

申請の提出先は、小田原市保育課（市役所本庁舎5階）です。

「子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）」を記入し、保護者分（父母がいる場合父母両方）の保育の必要性を証明する書類（下の表を参照）を添付してください。

また、認可保育所・認定こども園保育部・地域型保育（小規模保育事業など）（以下「認可保育所等」といいます。）の申し込みを現在していない世帯については、「保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書」を記入し、合わせてご提出ください。

現在、認可保育所等の利用申込中で、「子どものための教育・保育給付」の2号・3号認定を受けている場合は、「みなし認定」により認定申請不要で認定を受けられる場合がありますので、市にお問い合わせください。現在市に届け出ている認可保育所等の利用申込の内容から世帯の状況が変わっている場合には、変更の届出を行っていただくほか、保育を必要とする事由に変更があった場合にはそれを証明する書類を提出していただくようになります。

認定を受けた後に、保育を必要とする事由に変更があった場合や、家庭状況に変更（結婚、離婚、家族構成の変更、住所変更など）があった場合は、すみやかに保育課にご連絡ください。必要な手続きをご案内します。

令和10年度も継続して認定を希望する場合

令和10年1月頃に、現況確認をいたします。

（保育を必要とする事由を証明する書類を含めて再度申請していただきます。）

状況確認により認定が取り消しになることもあります。

※みなし認定を受けている方については、令和9年度4月以降の認可保育所等の申し込みをしない場合、施設等利用給付の申請が改めて必要になります。

保育を必要とする事由ごとの添付書類

※保護者分（父母がいる場合父母両方）を用意する。

保育を必要とする事由	認定期間	提出書類	備考
①就労している場合 （一月15日以上かつ60時間以上の就労が最低基準）	左記の基準で就労している期間。 基準を満たさなくなった場合や、退職した場合は認定を終了します。	就労証明書 （令和9年度様式） ※小田原市指定の様式 ※様式は幼稚園でも配布しています。 ※指定様式以外のは原則受付していません。	●就労証明書は、事業主に記入してもらってください。 ●就労証明書は、発行日から3か月以内のものを提出してください。 ●自営業又は事業主が親族（就労者本人を含む）である場合、自営の業態を証明する書類（開業届、営業許可証等）及び自営の継続性を証明する書類（直近の確定申告書、源泉徴収票等）が必要です。証明書類がない場合には書類不備扱いとなります。 ●育児休業からの復帰の際に申請する場合には、復帰日の属する月の1日から就労として認定可能です。

②妊娠中や、 出産後間もない場合	出産（予定）日を基準 として産前産後8週の 属する月の期間	母子手帳の写し	●出産予定日が記入されているページと、お母様の 名前が記載されているページの写しを提出して ください。
③病気やけ が、心身に障 がいがあり、 家庭で保育 ができない 場合	医師が発行する診断書 に記載される治療等を 要する期間	診断書 または 障がいによる 手帳等	●診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭での保育 が困難である」との記載と「治療期間」を記入し てもらってください。 ●対象者が障がいによる手帳等をお持ちの場合、 診断書の提出は不要です。
④親族の方 を常に介護 することが 必要であり、 保育ができ ない場合	看護等を必要とされる 対象者の医師が発行す る診断書に記載される 看護等を要する期間	（看護等を必要と する方についての） 診断書 ＋ 看護等計画書	●診断書には、「看護等が必要である」との記載と 「治療期間」を記入してもらってください。 ●対象者が障がいによる手帳等をお持ちの場合で も診断書の提出は必須です。
⑤就学をし ている場合 （職業訓練 校などでの 職業訓練を 含む）	就学している期間 ※卒業した場合や休退 学をした場合は認定を 終了します。	在学証明証や学 生証 ＋ 就学時間の分か る書類	●在学証明証は、各学校の様式で提出してくださ い。 ●シラバスや時間割など就学時間の分かる書類を 提出してください。 ●オンライン学習等により就学時間の分かる書類 が提出できない場合は、授業内容が分かる書類（カ リキュラム等）と就学スケジュール表（小田原市 様式）を提出してください。
⑥求職活動 をしている 場合	3 か月間	不要	●期間内に就労を開始した場合は、就労証明書を 提出してください。就労証明書の発行に時間がか かる場合がありますので、就労が決定したら速や かに就労先に就労証明書の発行を依頼してくださ い。 ●就労証明書は小田原市指定のものを利用してく ださい。
⑦地震、火災 などの災害 の復旧にあ たっている 場合		り災証明書等	保育を必要とする事由の状況に応じて判断しま すので、該当する場合は、保育課までお問い合わせ ください。
○育児休業 により引き 続き利用す る場合	上のお子様について、育児休業期間前から認可外保育施設に在園しており、育児休業期間後も引 き続き同じ施設を定期利用（月極め利用）している場合に「育児休業」の事由として認定します。 元の就労条件が一月 15 日以上かつ 60 時間以上の就労である場合に限りです。 この場合には、育児休業期間の記載された就労証明書の提出が必要です。		

6 小田原市内で無償化の対象となる認可外保育施設・サービス一覧

(令和8年7月時点)

認可外保育施設 ※1 従業員向けの施設です。

施 設 名	所 在 地
ぎんが邑「ママちゃん HOUSE」	曾我光海 8-3
小田原市立総合医療センター内保育所 ※1	久野 71-1
医療法人小林病院保育室 ※1	栄町 1-14-18
山近記念総合病院附属わかば保育園 ※1	小八幡 3-7-21
小澤病院ひまわり保育室 ※1	本町 1-1-17
ママズスマイル小田原鴨宮店	成田 500-9
マナマーレ保育園	中町 3-11-33
COCOAS KIDS International School 小田原校	栄町 1-14-52 MANAXビル 2階

一時預かり事業

施 設 名	所 在 地	施 設 名	所 在 地
小田原愛児園	浜町 1-3-8	西大友保育園	西大友 485-2
小田原乳児園	浜町 1-2-15	西大友保育園分園みらい	西大友 470-1
国府津保育園	国府津 3-11-25	桃重保育園	小八幡 4-1-13
城前寺保育園	曾我原 230-1	保育所モナミ蓮正寺園	蓮正寺 103-5
城前寺保育園そが分園	曾我岸 132	サンライズキッズ保育園	曾比 1755-1
横田小児科医院 一時預かり保育室「Pole Pole」	北ノ窪 514-1 ※R7.9~当面の間 休止(予定)	ぎんが邑「ママちゃん HOUSE」	曾我光海 8-3
エンジェルキッズ鴨宮園	南鴨宮 3-22-9	お花畑保育園	南鴨宮 3-23-24
マナマーレ保育園	中町 3-11-33	小田原市立 たちばなこども園	小船 174-1

病児・病後児保育事業

施 設 名 (病児)	所 在 地	施 設 名 (病後児)	所 在 地
横田小児科医院 病児保育室「JAMBO!」	北ノ窪 514-1 ※2	病後児保育室 ほうあんりすのもり	浜町 1-3-8 (小田原愛児園園舎内)
小田原駅前病児保育 「ファイン・おだわら」	栄町 1-5-17 ヘルスケアタワー小田原 6階	城前寺保育園病後児保育室 「らっこ組」	曾我光海 20-1 2階 (下曾我駅曾我病院ロータリー)
マナマーレ保育園病児保育	中町 3-11-33		

※2 建て替えに伴い、その工事期間中(令和7年9月1日から当面の間)は代替施設(小田原市北ノ窪 460 リトル・デズ 204 号室)で運営します。利用時には施設にお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター

施 設 名	所 在 地
小田原市ファミリー・サポート・センター	南町 2-1-60

※所定の研修を受講した支援会員から受けたサービスが対象です。 ※送迎のみの利用は対象外です。